

下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）について

1 目的

本市の犯罪被害者等の支援に関する施策について基本的な事項を定めた条例の整備により、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって本市における犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

※犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

2 現状・背景

国は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）や、犯罪被害者等基本計画に基づき、地方公共団体による犯罪被害者等に対する支援を推進しています。全国的に犯罪被害者等の支援の機運が高まりつつある中、本市においても、犯罪被害者等支援のための条例の整備を進めております。

3 下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）検討懇話会の開催

(1) 概要

本市の条例の制定を進めるに当たり、下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子案の作成するため、市民協働参画の観点から、本市の犯罪被害者等支援の施策に係る意見聴取を行うための懇話会を開催しました。

(2) 委員の構成

8 人（各関係機関、犯罪被害者遺族、学識経験者、公募市民）

(3) 開催回数

2 回（令和 6 年 6 月 18 日、令和 6 年 8 月 1 日）

(4) いただいた主なご意見の要旨

- ・犯罪被害者等が相談しやすい相談窓口の体制を整備すること。
- ・犯罪被害者等支援のための条例は、犯罪被害者等が直面する様々な問題に対して、幅広く柔軟に対応することができるよう支援内容を充実させ、支援を必要とする人々に支援が行き届く条例を目指すこと。

4 下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案についての意見募集（パブリックコメント）の実施

令和 6 年 9 月 24 日から令和 6 年 10 月 24 日にかけて、広く市民の皆様からの意見の聴取を行います。